

ぐんまこどものみらい県民会議設置要綱

(目的)

第1条 本県の子ども・若者の未来のための計画を策定し推進するため、県民から広く意見を聴くことを目的として、ぐんまこどものみらい県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本県の子ども・若者の未来のための計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他、本県の全ての子ども・若者の健やかな育成、子育て支援の充実、少子化対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 県民会議の委員は、20名以内とし、次に掲げる分野の関係者及び学識経験者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 家族形成
 - (2) 母子保健
 - (3) 子どもの健康・福祉
 - (4) 若者の自立
 - (5) 仕事と子育ての両立
 - (6) 地域や社会での子ども・若者支援
 - (7) 子どもの権利擁護
 - (8) 行政（市町村）
- 2 委員の任期は、就任の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 知事は、県民会議が認める場合は、委員の任期を延長することができる。
- 4 委員の再任は妨げない。

(会長および副会長)

第4条 県民会議に会長および副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 県民会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、群馬県生活こども部生活こども課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和元年7月8日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。